

大和高田市ネーミングライツ事業ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱（令和5年2月28日告示第14号）の規定に基づき、本市におけるネーミングライツ事業の基本的方針を定めるものとする。

2 ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツ事業を通じて、事業者等との協働により、本市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

3 ネーミングライツ事業の基本原則

(1) ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(2) ネーミングライツ事業により決定した愛称は、当該ネーミングライツ事業における契約期間中は、その愛称を使用するものとする。ただし、条例上の施設の名称については、変更しないものとする。

4 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1) 市が施設等を選定し、ネーミングライツパートナーを募集する場合（以下、「特定募集型」という。）と、事業者等から提案を募集する場合（以下、「提案募集型」という。）があり、いずれの場合においても、市ホームページ等により広く募集するものとする。

(1) 「特定募集型」の手続きの流れ

- ① 対象施設の決定
- ② 募集条件の決定
- ③ ネーミングライツパートナーの募集
- ④ 審査委員会の開催（優先交渉権者の決定）
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定
- ⑦ 契約の締結
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 「提案募集型」の手続きの流れ

- ① 事業者等からの提案の募集
- ② 審査委員会による審査（提案に対する採用の可否）
- ③ 提案事業者との協議
- ④ ネーミングライツパートナーの決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

※提案募集型の場合で、市が施設等を決定し、あらためてネーミングライツパートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合（例：大規模で知名度が高い施設等）は、審査の結果、手続きの途中で特定公募型の手続きに転換することもある。

※実施手続きのフロー図は「別紙」のとおりとする。

5 対象となる施設等

ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、その設置又は運営の目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツを付与することに支障がないと認める施設等とする。ただし、指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、当該指定管理者に協議を行った上で選定するものとする。

6 愛称の付与期間

ネーミングライツを付与する期間は、原則として 3 年以上 5 年以下の期間で施設等の性格等に応じて決定するものとする。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとする。

7 愛称の付与制限

愛称の付与制限については、大和高田市広告掲載要綱（平成 22 年 12 月 24 日告示第 151 号）第 3 条第 1 項の規定を準用する。

8 ネーミングライツ料

他自治体における類似事例や利用者数等を考慮し、各施設等ごとにネーミングライツ料を算定する。

9 ネーミングライツパートナーの要件

特定募集型に応募し、又は提案募集型により提案をすることができる者は、次のいずれ

にも該当しない事業者等とする。

(1) 大和高田市広告掲載基準（平成 22 年 12 月 24 日訓令第 17 号）第 5 条に規定する者。

(2) 指定管理者制度導入（予定）施設については、指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。

1 0 応募

特定募集型に応募し、又は提案募集型により提案しようとする者は、大和高田市ネーミングライツ事業実施申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 約款、寄附行為その他これらに関する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近 2 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び事業報告書
- (5) 直近 2 事業年度分の納税に関する証明書のうち、市長が別に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

1 1 選定方法

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱第 6 条に規定する審査委員会を設置し、提案に対する採用の可否（提案募集型の場合）や優先交渉権者の決定（特定募集型の場合）等について審査・選定を行うものとする。また、審査・選定にあたっては、必要に応じて助言者の出席を求めることができるものとする。

審査委員会は、応募事案ごとに開催することとし、審査委員会の事務は、特定募集型、提案募集型にかかわらず、企画創生課が行うものとする。

(2) 審査項目等

次のように審査項目を定め、総合的に判断するものとする。

なお、応募者が 1 者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行うものとする。

ア 応募団体等

- ・応募資格は適正であるか
- ・応募団体等の経営は健全であるか
- ・施設等と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか 等

イ 応募の動機

- ・本市のネーミングライツ事業の目的に沿っているか 等

ウ 愛称

- ・親しみやすく、わかりやすいものであるか
- ・施設のイメージや設置目的との整合性はとれているか
- ・施設等の運営等に支障は生じないか

エ ネーミングライツ料

- ・応募金額は妥当であるか

オ 契約期間

- ・提案期間は妥当であるか

1 2 提案募集型における回答

提案募集型への応募に対し、不採用又は特定募集型に転換する場合は、応募を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答するものとする。

1 3 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

特定募集型において、優先交渉権者との協議が整った場合又は提案募集型において提案が採用され、かつ特定募集型への転換が行われなかった場合には、当該事業者等をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該事業者等の名称、施設等の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表するものとする。

1 4 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとする。

区 分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示の変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が製作するパンフレット、封筒等の印刷物や市 HP の表示変更	○	

- ・敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととする。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議することとする。
- ・ネーミングライツパートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが別途負担するものとする。

1.5 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、速やかに関係機関に周知するものとする。

1.6 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たずに契約を解除することができる。

その場合における、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

1.7 施行期間

このガイドラインは、令和5年2月28日から施行する。

【別紙】

ネーミングライツパートナー導入手続きフロー図

